

(表)

お家のこれから、考えていますか？ 府中市からのお知らせ

空き家が増えるなか、老朽化して周りに悪影響を及ぼしているものもあり、大きな問題となっています。

空き家を予防しましょう！

空き家になる理由はさまざまですが、ご自身やご家族で、早めに**引継や活用方法を決めておく**など、空き家にならないようにしましょう。

空き家をきちんと管理しましょう！

空き家になると、**老朽化はあっという間**です。きちんと管理し、早めの活用や整理を考えましょう。

空き家の管理は所有者の責任です！

空き家の管理は、法律や条例で所有者の責任と定められています。空き家から瓦や壁などが落ちて、人や物に損害を与えたときは、**損害賠償を求められる**ことがあります。

このお知らせは、固定資産税が課税となるすべての方に送りしています。該当されない場合は、ご了承ください。

(裏)

空き家・敷地の活用

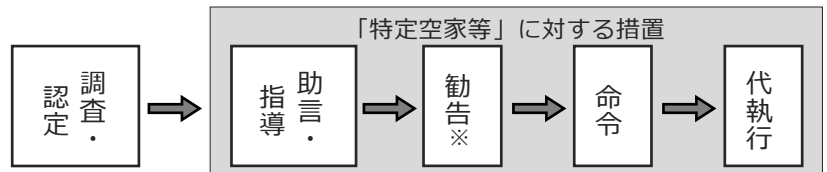
市は所有者の同意を得て、空き家情報を広島県宅建協会に提供します。

そして、不動産業者による空き家の調査・査定、市場への流通、利用者との仲介契約など※が行われます。

※市場の流通による仲介であり、お求めの結果とはならないこともあります。あらかじめご了承ください。

「特定空家等」に対する措置のながれ

周辺に著しく悪影響を及ぼしている空き家を「特定空家等」と認定し、市が助言・指導、勧告、命令等の措置を行うことができます。



※勧告がなされた「特定空家等」の敷地は、固定資産税・都市計画税の住宅用地特例の対象外となり、税額が上がる可能性があります。

お問い合わせ

〒726-8601 広島県府中市府川町 315 番地 府中市役所

【空き家の適正管理】まちづくり課建築空家対策係 | 電話 0847-43-7156

【空き家の利活用】企画財政課企画政策係 | 電話 0847-43-7118

【固定資産税関係】税務課資産税係 | 電話 0847-43-7125

【市ホームページ（空き家対策）】<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/seikatsu/akiyataisaku/>